

こども医療費の対象年齢が18歳年度末に拡大します

令和6年10月1日診療分から、こども医療費の対象年齢が
15歳年度末から18歳年度末に拡大します。

● 助成を受けることができる方

鶴ヶ島市に住所があり、健康保険に加入している18歳の年度末（高校3年生相当）までの方が対象です。

※生活保護を受給されている方は、助成を受けることができません。

※重度心身障害者医療費やひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合は、そちらを優先して適用します。

● 登録の申請

【平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方】

申請が必要です。（対象の方は案内済みです）

申請に不備がなければ、9月下旬頃に受給者証を郵送します。

【平成21年4月2日以降に生まれた方】

申請は不要です。

9月下旬頃に新しい有効期限の受給者証を郵送します。

● ひとり親医療費が停止中の方へ

ひとり親家庭等医療費の資格があるが、所得超過等で停止となっている場合は、こども医療費を受給することができます。

高校生相当年代で、ひとり親医療費医療費が停止中の方についても、令和6年9月下旬頃にこども医療費の受給者証を郵送します。



制度についてのお問い合わせは、こちらまで！

鶴ヶ島市役所福祉部こども支援課

☎ 049-271-1111